

災害及び警報発表時の対応について

静岡県立富士東高等学校

教育活動の実施基準

◎気象警報・注意報発表時の教育活動実施基準

情報		授業	対応
注意報	強風 大雨 洪水	平常授業	安全に登校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）
警報	暴風	授業中止	<ul style="list-style-type: none"> ・午前6時の時点で富士市または居住市町に警報が発表されている場合は午前11時まで自宅で待機 ・午前11時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」 ・午前6時以降午前11時までの時点で警報が解除されている場合は安全に登下校できることを確認した上で間に合うように登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）
	大雨 洪水	平常授業 または 授業中止	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に登下校できることを確認した上で登校 ・市町から出される避難情報（次ページ）に留意し、安全を確保できない場合は、自宅待機または、休校
	その他 気象警報	平常授業 または 授業中止	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に登下校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機） ・市町から出される避難情報（次ページ）に留意し、安全を確保できない場合は、自宅待機または、休校

◎特別警報発表時における対応

種類	対応	
気象等	県内全域又は学校所在地の市町に特別警報が発表された場合	特別警報が解除され、かつ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、生徒および教職員の安全確保を徹底する。
	学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合	学校が所在する市町に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
津波	大津波警報発表時の対応とする。	
火山噴火	噴火警報発表時の対応とする。	
地震動	緊急地震速報発表時の対応とする。	

◎津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	教育活動は継続するが、気象情報や地域の実情に応じ、下校させることもある。
津波警報	授業中止・通学路の安全確認後、下校させる。居住地が津波浸水想定地域にある生徒は、学校にて待機し、保護者と連絡を取り適切に対処する。
大津波警報	

◎地震発生時・南海トラフ地震臨時情報発令時の教育活動実施基準

状 況		基 準	
地震	南海トラフ地震臨時情報	調査中	原則通常授業
		巨大地震警戒	原則通常授業
		巨大地震注意	原則通常授業
		調査終了	原則通常授業
	学校が所在する地域で震度5強以上の地震が発生したとき	直ちに教育活動を中止。通学路の安全確認後、下校させる。下校が困難な生徒は保護者と連絡を取り適切に対処する。	
	学校が所在する地域で震度5弱以下の地震が発生したとき	情報収集し下校か授業継続か判断する。	